

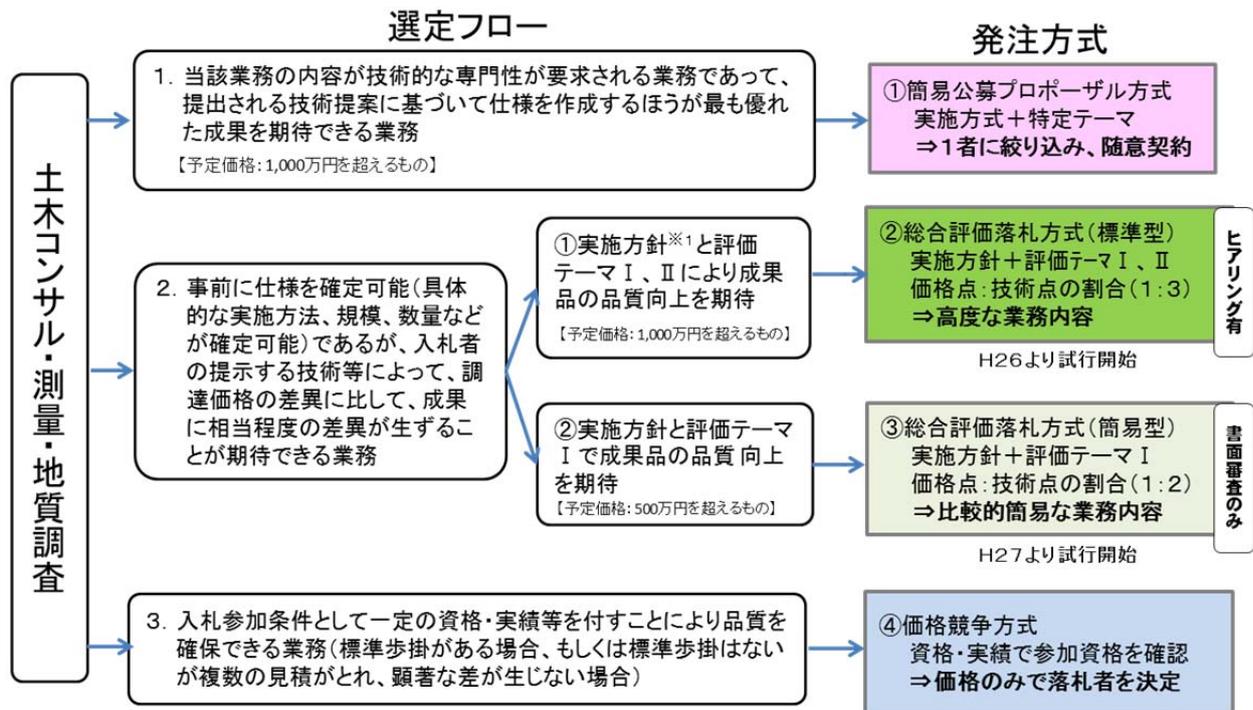
H27 土木研究所総合評価落札方式ガイドライン

本ガイドラインは、「総合評価落札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続き（試行）」について示された国立研究開発法人土木研究所における総合評価落札方式の試行にあたっての実施要領等を示したものである。

1. コンサルタント業務等調達方式選定の考え方

国立研究開発法人土木研究所が発注するコンサルタント業務等の調達にあたっては、以下の選定フローの考え方に基づき調達するものとする。

総合評価落札方式については、技術評価点の算出に評価テーマⅠ、Ⅱを求め、ヒアリングを行う標準型（価格評価点：技術評価点＝1：3）と実施方針・体制、業務工程および評価テーマⅠの書面審査のみとする簡易型（価格評価点：技術評価点＝1：2）があり、業務内容に応じて選定するものとする。



※1: 実施方針とは⇒実施方針・体制及び業務工程+技術者資格、実績

※2: ①の特定テーマで提案を求める場合は、土研で提案できない理由を別途整理しておく。

※3: 選定フローに示した予定価格は業務規模を示している。業務内容によっては、これらによらず発注方式を選定できる。

2. 土木研究所総合評価落札方式

(1) 総合評価落札方式による落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

①評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点の算出方法

価格評価点の配分点は、次の通りとする。

標準型＝20点、簡易型＝30点

価格評価点

標準型＝価格評価点の配分点：20点×（1－（入札価格／予定価格））

簡易型＝価格評価点の配分点：30点×（1－（入札価格／予定価格））

※入札価格が調査基準価格または品質確保基準価格を下回った場合、入札者の価格評価点は、調査基準価格または品質確保基準価格から算出した価格評価点とする。

③技術評価点の算出方法

技術評価点の配分点は、60点とする。

技術評価点＝技術評価点の配分点：60点×（技術評価項目の技術点／技術点満点）

(2) 技術評価配点の構成（価格評価点と技術評価点の設定）

競争参加資格技術審査申請書（別紙－1～別紙－3）に記載された企業の実績、予定管理（主任）技術者の資格、実績を審査し、適格であれば下図の項目に関する技術提案（別紙－4～別紙－6に基づく）について評価を行い、技術評価点を算出する。

【標準型】

調達方式	競争参加資格の確認審査	審査合格の場合、技術提案、ヒアリング等により技術評価を実施	価格点及び技術点の配点	価格点・技術点の設定
平成二十七年 度 総合評価 落札方式 (標準型)	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の基本的要件 <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争参加不適格者に該当しない ・有資格登録業者 ・非指名停止 ・非排除要請該当者 ・共同研究に係る業務である場合は、共同研究者でないこと ○企業の実績の確認 ○予定管理（主任）技術者の資格、実績の確認 ○技術提案（業務実施方針・体制、業務工程及び評価テーマⅠ、Ⅱ）に欠格要件がない 		1:3	
			※ 配点等は上記を基本とするが、業務内容により変更可能とする。	

【簡易型】

調達方式	競争参加資格の確認審査	審査合格の場合、技術提案、ヒアリング等により技術評価を実施	価格点及び技術点の配点	価格点・技術点の設定
平成二十七年 度 総合評価 落札方式 (簡易型)	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の基本的要件 <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争参加不適格者に該当しない ・有資格登録業者 ・非指名停止 ・非排除要請該当者 ・共同研究に係る業務である場合は、共同研究者でないこと ○企業の実績の確認 ○予定管理(主任)技術者の資格、実績の確認 ○技術提案(業務実施方針・体制、業務工程及び評価テーマ I)に欠格要件がない 		1:2	

※ 配点等は上記を基本とするが、業務内容により変更可能とする。

(3) 技術評価配点・評価項目

具体的な技術評価配点及び評価項目は以下のとおりとする。また、業務成績評価は当面評価の対象としない。

技術評価の配点・評価項目							
評価項目	詳細項目		評価の着眼点	標準型		簡易型	
				(価格点:技術点=1:3)		(価格点:技術点=1:2)	
予定管理技術者の評価	資格	資格要件	技術者資格	10	28%	10	33%
		実績	同種・類似業務又は研究の実績	15		15	
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	-	-	-	-
			優良業務表彰の有無	20	22%	20	27%
標準型:業務実施方針・体制及び業務工程+評価テーマ I、II				45	50%	30	40%
簡易型:業務実施方針・体制及び業務工程+評価テーマ I							
配点の合計				90	100%	75	100%

(4) 技術評価基準

評価基準は下記のとおりとする。ただし、技術者資格については、当該業務ごとに入札説明書に記載された資格等によるものとする。

【標準型・簡易型】

評価項目	配点		評価基準	
			A	B
1. 技術者資格 ①「予定管理(主任)技術者」の技術者資格、その専門分野の内容	45	10	技術士(○○部門)、博士(○○)又は、これと同分野・同レベルと認められる資格あるいは学位 10	RCCM(○○部門)、土木学会認定技術者(特別上級・上級・1級)、地質調査技士(現場作業を伴う地質調査業務に適用)、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士又は、これと同分野・同レベルと認められる資格 6
2. 業務実績 ①「○○○○」に関する業務実績・同種又は類似の業務、研究の実績の有無		15	同種の業務又は研究の実績がある。 15	類似の業務又は研究の実績がある。 9
3. 表彰(予定管理(主任)技術者) ①過去10年間の優良業務表彰等の有無		20	土研での優良業務表彰等の実績がある。 20	国交省での優良業務表彰等の実績がある。 12

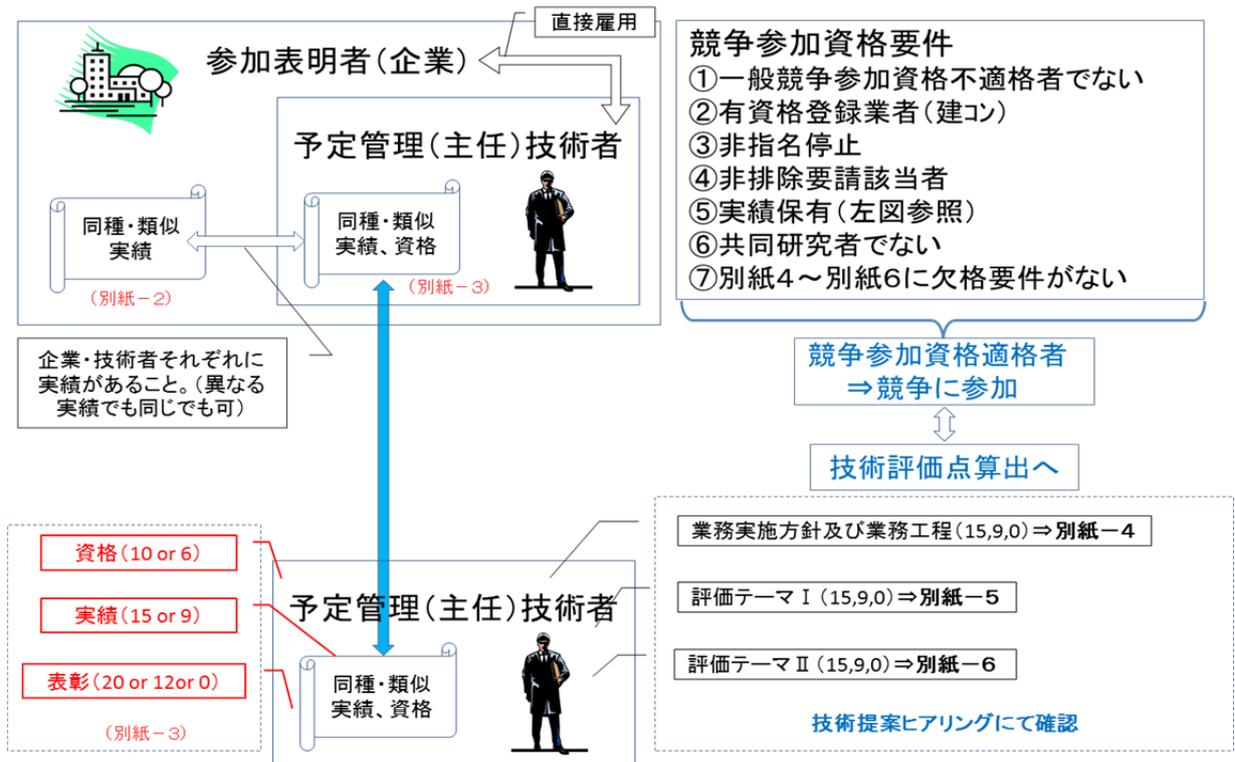
【標準型】

評価項目	配点	評価基準			
		A評価	B評価	C評価	欠 格
4. 技術提案	45	15 点	9 点	0 点	
業務実施方針・体制及び業務工程について	15	業務全般にわたり目的や内容、業務量を正しく理解し、重視する事項が適切に認識された実施体制および業務工程としてとりまとめられており、有益な工夫、提案がされている。	業務全般にわたり目的や内容、業務量を正しく理解し、重視する事項が適切に認識された実施体制および業務工程としてとりまとめられている。	概ね業務の目的や内容、業務量を理解した実施体制および業務工程としてとりまとめられている。	①業務実施方針・体制及び業務工程についての記載がない。 ②記載内容に矛盾点や実現困難、重大な誤り、法令違反などがあり不適切である。
評価テーマⅠ 業務に関する課題※ (1テーマ)に対する対応策について ※業務品質の向上以外とし、案件毎に課題を設定する。	15	課題の把握が適切で、課題解決のための効果的かつ優れた工夫・提案による具体的な複数の対応策が示されており説明できる。	課題の把握が適切で、課題解決のための効果的かつ優れた工夫・提案による具体的な対応策が示されており説明できる。	課題の把握は適切であるが、課題解決のための対応策が標準的である。	①業務に関する課題(1テーマ)に対する対応策についての記載がない。 ②記載内容に矛盾点や実現困難、重大な誤り、法令違反などがあり不適切である。 ③仕様の範囲を超えた提案である。
評価テーマⅡ 業務品質を向上させるための提案(3つまで)	15	的確性・実現性の高い提案が2件以上示されており説明できる。	的確性・実現性の高い提案が1件示されており説明できる。	①すべてが標準的な提案である。 ②4件以上提案している。	①提案が示されていない。 ②記載内容に矛盾点や実現困難、重大な誤り、法令違反などがあり不適切である。 ③仕様の範囲を超えた提案である。
		的確性：業務内容に関する与条件との整合性、着眼点、問題点、解決方法等を網羅 実現性：類似実績、根拠等が明示			

【簡易型】

評価項目	配点	評価基準			欠 格
		A評価	B評価	C評価	
4. 技術提案	30	15 点	9 点	0 点	
業務実施方針・体制及び業務工程について	15	業務全般にわたり目的や内容、業務量を正しく理解し、重視する事項が適切に認識された実施体制および業務工程としてとりまとめられており、有益な工夫、提案がされている。	業務全般にわたり目的や内容、業務量を正しく理解し、重視する事項が適切に認識された実施体制および業務工程としてとりまとめられている。	概ね業務の目的や内容、業務量を理解した実施体制および業務工程としてとりまとめられている。	①業務実施方針・体制及び業務工程についての記載がない。 ②記載内容に矛盾点や実現困難、重大な誤り、法令違反などがあり不適切である。
評価テーマ I 業務に関する課題※ (1テーマ)に対する対応策について	15	課題の把握が適切で、課題解決のための効果的かつ優れた工夫・提案による具体的な複数の対応策が示されている。	課題の把握が適切で、課題解決のための効果的かつ優れた工夫・提案による具体的な対応策が示されている。	課題の把握は適切であるが、課題解決のための対応策が標準的である。	①業務に関する課題 (1テーマ)に対する対応策についての記載がない。 ②記載内容に矛盾点や実現困難、重大な誤り、法令違反などがあり不適切である。 ③仕様の範囲を超えた提案である。

(5) 競争参加資格技術審査及び技術評価のイメージ (標準型の場合)



3. 予定管理（主任）技術者ヒアリング（標準型の場合実施）

土木研究所が発注するコンサルタント業務では、成果品の品質に予定管理（主任）技術者の経験・能力が大きく影響する。このため評価テーマに対する技術提案書の内容と併せて、技術提案に関するヒアリングを行い、技術者の能力を評価するものとする。ヒアリングの実施要領は次のとおりとする。

（１）ヒアリング実施者（評価者）[公正性確保のため、原則として３名の技術評価点を平均]

- ①担当グループ長または企画部長
- ②担当研究チーム上席研究員または主任研究員
- ③業務課長または研究企画課長

なお①、③ヒアリング実施者が出席困難な場合、担当研究チーム上席研究員、主任研究員が代行することができる。この場合も原則３名にてヒアリングを実施するものとする。

（２）ヒアリングを受ける者

予定管理（主任）技術者が出席（代理の場合は、担当技術者）

（３）実施場所とヒアリング時間

- ①実施場所：土木研究所構内
- ②ヒアリング時間：１件あたり３０分（説明１０分、質疑応答２０分）

4. 技術提案書の書面審査（簡易型の場合実施）

簡易型では予定管理（主任）技術者へのヒアリングを行わないため、提出された技術提案書の記述内容を３名で評価するものとする。技術提案書の評価は次のとおり行うものとする。

（１）評価者[公正性確保のため、原則として３名の評価点を平均]

- ①担当グループ長
- ②担当研究チーム上席研究員
- ③担当研究チーム主任研究員

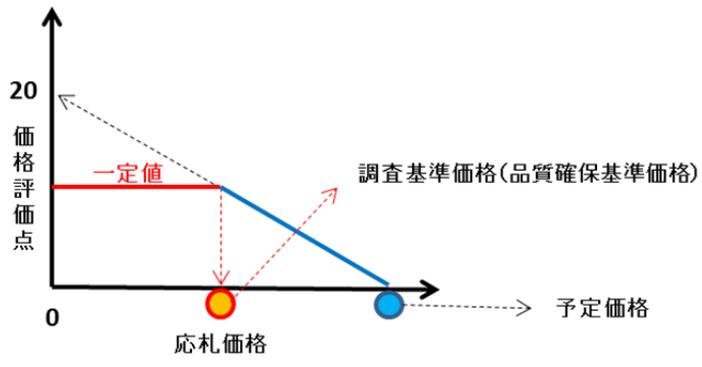
5. 極端な低価格入札への対応

総合評価落札方式対象業務において、落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第１９条に準じた調査を実施する。また、調査基準価格を下回る入札者の価格評価点は、調査基準価格から算出した価格評価点とする。

なお、予定価格が５００万円を超え、１,０００万円以下の対象業務についても、品質確保基準価格※を設定し、同様の調査を行うとともに価格評価点は品質確保基準価格から算出した価格評価点とする。

土木研究所では、地方整備局が行う履行現実性の評価ができないため、高い技術力を持った業者が総合評価により高い技術評価点を得ても、ダンピング的な極端に低い入札額では落札できない恐れがある。このため、調査基準価格（品質確保基準価格）を下回った場合は調査基準価格（品質確保基準価格）から算出した値を価格評価点とすることで、価格評価点に一定の歯止めをかけることとした。

※品質確保基準価格とは、調査基準価格の算定方法を準用し、５００万円を超え、１,０００万円以下の業務について品質確保を判断するために定めた基準価格のことである。



以上